

# 公益財団法人よこはま学校食育財団

## 学校給食用物資納入業者選定要綱

制 定 昭和58年 7月 4日

最近改正 2021年 10月 26日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人よこはま学校食育財団事業細則第6条に定める学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録手続き及び審査基準について定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(納入業者資格審査申請手続き)

第2条 納入業者として登録を希望する者は、学校給食用物資納入業者資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び資格審査申請に関する誓約書に審査に必要な書類を添えて提出する。

2 前項に規定する審査に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 会社の履歴事項全部証明書（謄本）及び定款（個人申請の場合は除く。）
- (2) 立地条件を確認できるもの
- (3) 経営状況を確認できるもの
- (4) 信用状況を確認できるもの
- (5) 衛生状況を確認できるもの
- (6) 供給能力を確認できるもの
- (7) その他公益財団法人よこはま学校食育財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるもの
- (8) 上記の他、別途様式で定める提出書類一覧表に記載の資料

3 申請は常時受付を行う。

(登録の基準)

第3条 登録の基準は、学校給食用物資納入業者資格審査基準（以下「審査基準」という。）に定める。

2 審査基準については、物資納入業者資格審査委員会（以下「委員会」という。）に諮ったうえで、理事長が定める。

(新規登録資格審査方法)

第4条 審査は、審査基準により委員会が行う。

2 審査の方法は申請書及び添付書類による書類審査と実地調査とする。

ただし、実地調査は、公益財団法人よこはま学校食育財団職員が行い、それを委員会に報告すること、または給食用物資を取り扱う施設（以下、「施設」という。）を所轄する福祉保健センター等が交付した食品衛生監視票の確認に代えることができる。

3 書類審査の審査項目は次のとおりとする。

- (1) 申請者の資格に関すること
- (2) 納入希望品目に関すること

(3) その他営業の規模・業態等総合的項目

4 実地調査の項目は次のとおりとする。

(1) 施設及び衛生管理状況に関すること

(2) その他委員会が必要と認めること

(新規登録に係る委員会の開催)

第5条 前条に規定する委員会の登録審査は、理事長が必要と認めるとき、随時に行うことができる。

(新規登録等)

第6条 理事長は、申請者が審査基準に適合し、前条の委員会に選定されたときは、納入業者として承認することができる。

2 理事長は、前項により承認した者に対し、学校給食用物資納入業者登録承認証（以下「登録承認証」とする。）を交付する。

3 承認された、納入業者は、学校給食用物資納入業者台帳（以下「台帳」とする）に登録する。

4 理事長は、委員会の審査により申請者が審査基準に適合せず、非選定となった場合は、不承認とすることができる。不承認とした者に対し、学校給食用物資納入業者不承認通知書（以下「不承認通知書」とする。）を交付し、台帳への登録は行わない。

5 登録承認証の交付を受けた者は、次の書類を、交付を受けた日から1か月以内に提出しなければならない。

(1) 学校給食用物資納入業者登録に関する誓約書

(2) 口座振替依頼書

(3) その他理事長が必要と認めるもの

(登録の公表)

第7条 理事長は、第6条第3項の台帳登録をしたときは、次の事項等を公表する。

(1) 納入業者の名称及び所在地並びに代表者の役職、氏名

(2) 登録の年月日、登録区分名

(3) 電話及びFAX番号

(給食用物資納入業者登録台帳)

第8条 次の事項を台帳に記載する。

(1) 納入業者の名称及び所在地並びに代表者の役職、氏名

(2) 登録の年月日、登録区分名

(3) 電話番号、FAX番号及びメールアドレス

(台帳の登録期間及び登録更新)

第9条 登録期間は、登録の年月日から起算して4年を経過した日以降の最初の8月31日までとする。

2 登録期間が満了する納入業者は、学校給食用物資納入業者登録更新手続きを行い、更新承認を受けて、その期間を5年間延長することができる。

(納入業者登録更新手続き)

第10条 納入業者として登録更新を希望する者は、申請書及び資格審査申請に関する誓約

書に審査に必要な書類を添えて、提出する。

- 2 前項に規定する審査に必要な書類は第2条第2項を準用する。
- 3 更新申請は、登録期間が満了となる年の6月末日まで受付を行う。  
(登録更新の基準)

第11条 登録更新の基準は、第3条を準用する。  
(登録更新の審査方法)

第12条 登録更新の審査は、審査基準により委員会が行う。

- 2 審査の方法は、更新申請書及び添付書類による書類審査と実地調査とする。
- 3 書類審査の審査項目は次のとおりとする。
  - (1) 申請者の資格に関すること
  - (2) 施設に関すること
  - (3) その他営業の規模、業態等総合的項目
- 4 実地調査については、第4条第4項を準用する。  
(登録更新に係る委員会の実施)

第13条 前条に規定する委員会の登録更新審査は、申請に応じて、年に1回行う。  
(登録更新等)

第14条 理事長は、登録更新申請者が審査基準に適合し、前条の委員会に選定されたときは、台帳の登録期間の延長を承認することができる。

- 2 理事長は、前項により承認した者に対し、登録更新申請者に登録承認証を交付する。
- 3 理事長は、委員会の審査により登録更新申請者が審査基準に適合せず、非選定となった場合は、不承認とすることができる。不承認とした者に対しては、不承認通知書を交付し、登録期間満了をもって台帳より登録を抹消する。
- 4 登録更新承認証の交付を受けた者は、次の書類を、交付を受けた日から1か月以内に提出しなければならない。
  - (1) 学校給食用物資納入業者登録に関する誓約書
  - (2) その他理事長が必要と認めるもの  
(変更届)

第15条 納入業者は、申請書の記載事項に変更が生じた場合、登録事項変更届に変更内容が確認できる書類を添え、速やかに理事長に届け出なければならない。

- 2 よこはま学校食育財団は、変更内容について、必要がある場合は実地調査をすることができる。  
(登録種目の追加)

第16条 納入業者は、既に承認されている登録種目に新たに種目を追加する場合は、第2条による申請書を提出し、第4条の資格審査を受けなければならない。この場合、既申請時と重複する書類については、これを省略することができる。  
(追加登録等)

第17条 前条の登録種目の登録承認証等の交付及び台帳への追加登録については、第6条を準用する。  
(登録の抹消)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消し、当該納入業者に登録抹消通知書を交付する。

- (1) 納入業者が登録抹消届を提出したとき。
- (2) 登録申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 納入業者が第 3 条の審査基準を満たさなくなったとき。
- (4) 納入業者が第 10 条第 3 項に定める期日までに更新申請をせず、登録期間が満了したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。抹消する場合は、当該納入業者に登録抹消通知書を交付する。

- (1) 特段の事情が無く第 6 条第 5 項及び第 14 条第 4 項に定める書類を期日までに提出しないとき。
- (2) 特段の事情が無く、本財団の実施する入札に 6 か月以上参加しなかったとき。
- (3) 第 6 条第 5 項第 1 号及び第 14 条第 4 項第 1 号に定める学校給食用物資納入業者登録に関する誓約書の誓約内容について、著しい不履行があり、是正が見られないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が登録の抹消が適当と認めたとき。

(補則)

第 19 条 本要綱の施行に伴い、必要な書類の様式等は理事長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

「学校給食用物資納入業者選定要綱運用基準」（平成 14 年 7 月 5 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2020 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、2021 年 10 月 26 日から施行する。